

日薬連発第 146 号
2020 年 3 月 4 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（覚醒剤取締法関係）

下記通知を、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知した旨の通知が厚生労働省医薬・生活衛生局長より、当連合会会長宛てにありましたので送付いたします。

つきましては、貴会会員への周知方宜しくお願ひいたします。

記

令和 2 年 3 月 3 日付け

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（覚醒剤取締法関係）

厚生労働省医薬・生活衛生局長

薬生発 0303 第 2 号

以上